

熊本県公報

第 1 1 4 2 2 号
平成 18 年 6 月 23 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所等の指定 (通所介護)..... (高齢者支援総室) 1
- " " (介護予防通所介護)..... (") 1
- 公有水面埋立しゅん功認可..... (漁港漁場整備課) 2
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 3
- " " (") 3
- 道路の供用開始..... (") 4
- " " (") 4
- 指定居宅サービス事業所等の指定 (通所介護)..... (高齢者支援総室) 4
- " " (介護予防通所介護)..... (") 5
- 生活保護法による医療機関等の指定..... (社会福祉課) 5
- 生活保護法による医療機関等の廃止..... (") 5
- 生活保護法による医療機関等の再開..... (") 6
- 生活保護法による医療機関等の変更..... (") 6
- 中小企業高度化資金貸付要項の一部改正..... (経営金融課) 6
- 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターの指定..... (高齢者支援総室) 6
- 保安林の指定の解除の予定..... (森林保全課) 7
- " " (") 7
- " " (") 7

公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証申請..... (男女共同参画・パートナーシップ推進課) 7
- " " (") 7
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請..... (") 8
- 道路の位置指定..... (建 築 課) 8

登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会の会議開催..... (教育政策課) 8

告 示

熊本県告示第 656 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターさくら荘 上益城郡山都町野尻 1026 番地 1	上益城農業協同組合	平成 18 年 6 月 8 日

熊本県告示第 657 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターさくら荘 上益城郡山都町野尻 1026 番地 1	上益城農業協同組合	平成 18 年 6 月 8 日

熊本県告示第 658 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立
に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成 18 年 6 月 14 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 道路管理者 熊本県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - 1 工区
天草市志柿町字高垣 2698 の 1 に隣接する無番地（道路）地先公有水面
 - 2 工区
天草市志柿町字高垣 2698 の 1 及び字江川 2685 の 14 に隣接介在する無番地（道路、水路）地先、並びに字江川 2685 の 14、2685 の 10、2685 の 5、2683 の 3、2683 の 12、2683 の 9、2679 の 2、2678 の 1、2678 の 4、2676 の 6 及びこれらの区域に隣接介在する無番地（道路）地先公有水面
 - 3 工区
天草市志柿町字十文字 864 の 14 地先並びに 864 の 16、864 の 10、字中の塩屋 372 の 1、383 の 1、374 の 1、374 の 3、374 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する無番地（道路）地先公有水面
 - (2) 区域
 - 1 工区
次の（1）の地点から（13）の地点までを順次直線で結んだ線及び（13）の地点と（1）の地点を結ぶ平成 15 年春分の日満潮位（DL + 3.94 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(1) の地点	島子港 1 号防波堤燈台（北緯 32 度 28 分 32 秒、東経 130 度 15 分 06 秒）から 223 度 10 分 14 秒	1,965.05	メートルの地点
(2) の地点	(1) の地点から 327 度 12 分 21 秒	5.66	メートルの地点
(3) の地点	(2) の地点から 56 度 12 分 54 秒	6.20	メートルの地点
(4) の地点	(3) の地点から 326 度 52 分 30 秒	7.43	メートルの地点
(5) の地点	(4) の地点から 56 度 15 分 11 秒	1.12	メートルの地点
(6) の地点	(5) の地点から 146 度 45 分 36 秒	0.60	メートルの地点
(7) の地点	(6) の地点から 56 度 17 分 38 秒	9.83	メートルの地点
(8) の地点	(7) の地点から 326 度 12 分 15 秒	0.60	メートルの地点
(9) の地点	(8) の地点から 55 度 49 分 16 秒	8.68	メートルの地点
(10) の地点	(9) の地点から 145 度 55 分 10 秒	7.53	メートルの地点
(11) の地点	(10) の地点から 60 度 09 分 38 秒	0.75	メートルの地点
(12) の地点	(11) の地点から 77 度 55 分 58 秒	3.50	メートルの地点
(13) の地点	(12) の地点から 132 度 24 分 38 秒	5.35	メートルの地点
 - 2 工区
次の（1）の地点から（19）の地点までを順次直線で結んだ線及び（19）の地点と（1）の地点を結ぶ平成 15 年春分の日満潮位（DL + 3.94 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(1) の地点	島子港 1 号防波堤燈台（北緯 32 度 28 分 32 秒、東経 130 度 15 分 06 秒）から 222 度 50 分 00 秒	1,921.59	メートルの地点
(2) の地点	(1) の地点から 321 度 37 分 44 秒	7.13	メートルの地点
(3) の地点	(2) の地点から 54 度 09 分 33 秒	8.81	メートルの地点
(4) の地点	(3) の地点から 323 度 55 分 30 秒	7.53	メートルの地点
(5) の地点	(4) の地点から 54 度 17 分 27 秒	13.59	メートルの地点
(6) の地点	(5) の地点から 142 度 47 分 11 秒	0.60	メートルの地点
(7) の地点	(6) の地点から 52 度 48 分 39 秒	19.67	メートルの地点
(8) の地点	(7) の地点から 322 度 23 分 05 秒	0.60	メートルの地点
(9) の地点	(8) の地点から 52 度 15 分 29 秒	10.87	メートルの地点
(10) の地点	(9) の地点から 51 度 37 分 50 秒	8.94	メートルの地点
(11) の地点	(10) の地点から 51 度 36 分 54 秒	20.00	メートルの地点
(12) の地点	(11) の地点から 51 度 35 分 40 秒	20.00	メートルの地点
(13) の地点	(12) の地点から 51 度 29 分 40 秒	20.00	メートルの地点
(14) の地点	(13) の地点から 141 度 33 分 50 秒	0.60	メートルの地点
(15) の地点	(14) の地点から 51 度 36 分 10 秒	20.00	メートルの地点
(16) の地点	(15) の地点から 321 度 41 分 53 秒	0.60	メートルの地点
(17) の地点	(16) の地点から 52 度 30 分 50 秒	9.50	メートルの地点
(18) の地点	(17) の地点から 55 度 24 分 09 秒	4.68	メートルの地点
(19) の地点	(18) の地点から 93 度 19 分 04 秒	6.58	メートルの地点
 - 3 工区
次の（1）の地点から（12）の地点までを順次直線で結んだ線及び（12）の地点

- と (1) の地点を結ぶ平成 15 年春分の日満潮位 (DL + 3.94 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- (1) の地点 島子港 1 号防波堤燈台 (北緯 32 度 28 分 32 秒、東経 130 度 15 分 06 秒) から 218 度 33 分 51 秒 1,327.32 メートルの地点
 - (2) の地点 (1) の地点から 326 度 11 分 55 秒 11.56 メートルの地点
 - (3) の地点 (2) の地点から 56 度 52 分 57 秒 11.35 メートルの地点
 - (4) の地点 (3) の地点から 54 度 04 分 34 秒 5.00 メートルの地点
 - (5) の地点 (4) の地点から 55 度 16 分 09 秒 20.00 メートルの地点
 - (6) の地点 (5) の地点から 146 度 09 分 03 秒 0.60 メートルの地点
 - (7) の地点 (6) の地点から 56 度 20 分 10 秒 20.00 メートルの地点
 - (8) の地点 (7) の地点から 326 度 17 分 00 秒 0.60 メートルの地点
 - (9) の地点 (8) の地点から 56 度 29 分 19 秒 20.00 メートルの地点
 - (10) の地点 (9) の地点から 56 度 59 分 44 秒 20.00 メートルの地点
 - (11) の地点 (10) の地点から 70 度 23 分 24 秒 8.81 メートルの地点
 - (12) の地点 (11) の地点から 133 度 04 分 42 秒 11.01 メートルの地点

(3) 面積

- 1 工区 325.23 平方メートル
- 2 工区 2,410.95 平方メートル
- 3 工区 1,526.07 平方メートル
- 合計 4,262.25 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市経済部水産課

熊本県告示第 659 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 6 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	河陰阿蘇線	阿蘇市的石字渡り上り	前	13.8	556.3	旧道移管
		1067 番 1 地先から		~		
		同市的石字襟		66.3		
		928 番 1 地先まで		5.0		
		阿蘇市的石字渡り上り	~	937.3		
同所	4.9	33.9				
1067 番 1 地先から	~	33.0				
1067 番 1 地先まで	5.0					
阿蘇市的石字渡り上り	後	13.8	556.3			
1067 番 1 地先から		~				
同市的石字襟	66.3					
928 番 1 地先まで						

2 区域を変更する期日 平成 18 年 6 月 23 日

熊本県告示第 660 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 6 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	菊池赤水 線	菊池郡大津町大字真木	前	6.4	156.0	交差点取 付
		809 番 地先から	後	7.8		
		同 所	前	7.2	156.0	
		815 番 1 地先まで	後	16.6		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 6 月 23 日

熊本県告示第 661 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 6 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡益城町大字福原字東烏山 6062 番 1 地先から 同町大字福原字鳥越 5754 番 7 地先まで	500.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 7 月 18 日

熊本県告示第 662 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 6 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草郡苓北町志岐字中尾 1915 番 地先から 同 所 1785 番 2 地先まで	58.6	仮設道

2 供用を開始する期日 平成 18 年 6 月 23 日

熊本県告示第 663 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所介護センター亀さん 球磨郡多良木町黒肥地字里坊 2637 番地 18	有限会社典山會	平成 18 年 6 月 12 日

熊本県告示第 664 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所介護センター亀さん 球磨郡多良木町黒肥地字里坊 2637 番地 18	有限会社典山會	平成 18 年 6 月 12 日

熊本県告示第 665 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6050120	鶴上整形外科リ ウマチ科	医療法人鶴整会	玉名市亀甲 238	平成 18 年 4 月 1 日
6460027	眼科古嶋医院	医療法人眼科古 嶋医院	阿蘇市黒川 1521	平成 18 年 2 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6034042	ややま歯科クリ ニック	弥山 和誠	荒尾市東屋形 4-1-1	平成 18 年 5 月 1 日
6014084	NINA DENTAL CLINIC	川村 順子	八代市田中東町 16-10	平成 18 年 5 月 1 日
6014085	さくら歯科医院	堤 英臣	八代市上片町 1561-1	平成 18 年 5 月 1 日

熊本県告示第 666 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6010212	住江内科クリ ニック	住江 道正	八代市本町 3-2-24	平成 18 年 3 月 31 日
6010135	山内小児科医院	医療法人社団山 内小児科医院	八代市通町 7 号 1 番	平成 18 年 4 月 1 日
6080009	立志医院	立志 悟朗	天草市牛深町 2655-1	平成 18 年 3 月 31 日
6400009	馬場医院	馬場 豪	菊池郡菊陽町原水 964 の 2	平成 18 年 4 月 1 日
6050064	鶴上整形外科リ ウマチ科	鶴上 純一	玉名市亀甲 238	平成 18 年 4 月 1 日
6460016	眼科古嶋医院	古嶋 正晴	阿蘇市黒川 1521	平成 18 年 2 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0000286	有限会社大津岩 下薬局原水支局	有限会社大津岩 下薬局	菊池郡菊陽町原水 960-1	平成 18 年 4 月 1 日

熊本県告示第 667 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から再開の届出があった。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	再開年月日
兒玉医院	兒玉 泰治	球磨郡湯前町上洗口 1122	平成 18 年 5 月 1 日

熊本県告示第 668 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関等から変更の届出があった。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
牧診療所	医療法人牧念 人会	名称		平成 18 年 4 月 1 日
		菊池胃腸科	牧診療所	

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
やまが歯科・こ ども歯科	医療法人三村 会	名称		平成 18 年 4 月 1 日
		三村歯科医院	やまが歯科・こども歯科	

熊本県告示第 669 号

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県中小企業高度化資金貸付要項（平成 2 年熊本県告示第 816 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 の利率（年）の欄中「0.80%」を「0.95%」に改める。

別記第 2 の利率（年）の欄中「0.80%」を「0.95%」に改める。

附 則

- この要項は、告示の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- この要項の適用日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項に基づいて貸し付けられた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 670 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 36 第 1 項の規定により、指定情報公表センターとして次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名称	住所	情報公表事務を行う事務所の所在地	指定年月日
熊本県国民健康保険 団体連合会	熊本県熊本市健軍二 丁目 4 番 10 号	熊本県熊本市健軍一丁目 18 番 7 号	平成 18 年 6 月 15 日

熊本県告示第 671 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丁字荒谷 12-27、12-32、12-31（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（次の図は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 672 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県熊本市河内町岳字椎山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（次の図は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 673 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字湯風呂 3173-54、3173-56、字三村野 3183-160、3183-161
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 農道用地とするため

公 告**熊本県公告第 501 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 2 日
- 2 名称
NPO 法人風だより
- 3 代表者の氏名
山田 大藏
- 4 主たる事務所の所在地
阿蘇郡小国町宮原 1728 番地の 3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の特産物の情報・観光スポットの情報を発信し、田舎と都会の交流イベントを企画して地域活性化を図るとともに、多世代の出会いとふれあいをおし、次代の子どもたちの健全育成、高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

熊本県公告第 502 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 13 日
- 2 名称
NPO 法人 UD くまもと

- 3 代表者の氏名
永野 寿代
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市長嶺西三丁目 2 番 90 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がいの有無に関わらず、広く一般市民に対し、観光や居住環境に関する福祉コーディネートを行うとともに、ユニバーサルデザインに関する調査・研究・助言・啓発に関する事業を行うことにより、障がい者・高齢者の地域生活や外出することを支援し、併せて情報交換・ネットワークづくりを行っていく中で、「人と人をつなぐ」ことを目的とする。

熊本県公告第 503 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 2 日
- 2 名称
特定非営利活動法人きらきら
- 3 代表者の氏名
西山 敏雄
- 4 主たる事務所の所在地
玉名市六田 8 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者をはじめ障害児（者）等が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害児者の自立生活に関する事業や障害者、高齢者がくらしやすいまちづくりに関する事業、子供の健全育成を図る事業等を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 504 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市下青井町 109 番地 4
- 2 築造者の氏名 有限会社山本商事
- 3 道路の位置 人吉市麓町 9 番 19 号
- 4 道路の幅員 6.05 メートルから 6.09 メートルまで
- 5 道路の延長 30.04 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 6 月 6 日
- 7 指定番号 球磨企調第 7 号

登載依頼**熊本県教育委員会公告第 14 号**

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成 18 年 6 月 23 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成 18 年 7 月 4 日（火）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 7 階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則について
 - (2) 県立高等学校基本計画素案等について
 - (3) 熊本県社会教育委員の委嘱及び任命について
 - (4) 熊本県立図書館協議会委員の委嘱及び任命について
 - (5) 熊本県立美術館協議会委員の委嘱について
 - (6) 「熊本の生涯学習 100 のアクションプラン」について

- (7) 県立菊池高等学校及び人吉高等学校五木分校の改築事業について
- (8) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時00分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - (2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育委員会事務局教育政策課広報・情報班
(電話 096-333-2674 内線 6617)

